# 平和安全法制への対案(4) (周辺事態法)

### 【重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法の改正】

#### <立法の背景・趣旨>

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法・船舶検査活動法について、 周辺事態概念の見直しのほか、自衛隊の活動地域の拡大、支援対象の拡大、船 舶検査活動の範囲の拡大等の改正が行われた。

- → 重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法について、重要影響事態を周辺事態に改めるなど改正前の状態に戻すほか、所要の改正を行う必要がある。
- ① 重要影響事態を周辺事態に改める、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するなど、重要影響事態法等の枠組みを、平和安全法制整備法による改正前の状態に戻すことを基本とする。
- ② 国会承認の対象を基本計画とし、6か月ごとの再承認を必要とする。
- ③ 対応措置従事者の安全確保の配慮規定を設ける。
- ④ 輸送、修理・整備の対象から、我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器(弾薬を含む。)を除外する。

## 現行

- <u>重要影響事態</u>…我が国の平和及び安全 に重要な影響を与える事態
- ・<u>合衆国軍隊・外国軍隊等</u>に対して後 方支援活動を行う
- ・後方支援活動・捜索救助活動は、<u>現</u> に戦闘行為が行われている現場以 外の実施区域で行う
- ・船舶検査活動は、<u>重要影響事態・国</u> 際平和共同対処事態に際して行う
- ・国会承認は、<u>対応措置</u>(後方支援活動・ 捜索救助活動・船舶検査活動)の実施に ついて行う
- ・安全確保の規定なし
- ・輸送、修理・整備の対象に制限なし、

### 改正法

- <u>周辺事態</u>…我が国周辺の地域における我 が国の平和及び安全に重要な影響を与え る事態
- 合衆国軍隊に対して後方地域支援を 行う
- ・後方地域支援・後方地域捜索救助活動は、後方地域の実施区域で行う
- ・船舶検査活動は、<u>周辺事態</u>に際して 行う
- ・国会承認は、<u>基本計画</u>について行い、 対応措置が<u>6か月を超える場合、再</u> 度の承認を必要とする
- 対応措置従事者の安全確保につき防 衛大臣等の配慮義務規定を設ける
- ・<u>我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政</u> 令で定める武器(弾薬を含む。)を除 <u>外</u>する

